



高松高裁総第347号

令和8年8月5日

山 中 理 司 様

高松高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

6月12日付け（同月16日受付、高松高裁総第266号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
別添請求書写しに記載された文書
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は、廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話087（851）1561（直通）

司法行政文書開示請求書

令和8年6月12日

高松高裁

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

最高裁令和8年6月5日判決によって破棄差戻となった高松高裁令和7年2月13日判決の
担当裁判官が誰であるかが分かる文書

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

-8.6.16

266